

# ふなよばし



デザインガイドマニュアル

PRキャラクター

# 産品ブランド



目利き番頭 船えもん

© 総合印刷新報社  
船橋市

# はじめに

このマニュアルは、ふなばし産品ブランドPRキャラクター（以下「キャラクター」といいます。）を使用するに当たり、イメージの統一性を図るため、デザインに関する基本的なルールをまとめたものです。使用上の注意に留意して、ご活用ください。

## もくじ

- 一 | はじめに / もくじ
- 二 | 使用上の注意 / 使用規定の概要
- 三 | キャラクター〈プロフィール〉
- 四 | キャラクター〈パターン・カラー〉
- 五 | キャラクターの使用例
- 六 | デザインのルール
- 七 | キャラクター使用手続きの流れ

# 使用上の注意

キャラクターに関する一切の権利は、船橋市に帰属します。

キャラクターの使用に当たっては、本マニュアルおよびふなばし産品ブランドPRキャラクター使用取扱要綱（以下「要綱」といいます。）の規定を遵守してください。

## 使用規定の概要

キャラクターの使用に当たっては、要綱の規定を遵守してください。要綱の概要は以下のとおりです。

### 使用の範囲

キャラクターを使用しようとするときは、あらかじめふなばし産品ブランド協議会の会長（以下「会長」といいます。）の承認を受ける必要があります。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではありません。

- (1) 協議会が「ふなばし産品ブランド」として認証した商品（以下、「認証品」という。）をPRすることを目的に使用する場合
- (2) 船橋市、国、地方公共団体及びそれに準ずる機関が認証品の広報及びそれに準ずる業務の目的で使用する場合
- (3) 報道機関が認証品の広報及びそれに準ずる業務の目的で使用する場合

### 使用承認等

会長は、申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合に、キャラクターの使用を承認するものとします。

- (1) 認証品のPRに使用する場合
- (2) 認証品のPRに寄与すると認めた場合
- (3) 協議会が実施する事業の推進に寄与すると認めた場合
- (4) その他、会長がキャラクターの使用が適当であると認めた場合

※使用規定についての詳細はお問い合わせください。

## お問い合わせ

### 船橋市役所 商工振興課

〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25 ☎047(436)2472 FAX 047(436)2466  
shokoshinko@city.funabashi.chiba.jp <http://city.funabashi.chiba.jp/>



# キャラクター〈プロフィール〉

目利き番頭 船えもん | ふなばし産品ブランド PRキャラクター



江戸時代に千葉街道と成田街道が合流する宿場町として栄えた船橋。

そんな船橋の「船橋宿」から平成24年6月6日に現代にやってきた目利き番頭の船えもん、

いなせなロイド眼鏡を輝かせ、目利きとしての才覚は抜群です。

散切り頭で決めた髪型は「舟」の字をイメージするなど、生まれ育った船橋には強い愛着があります。

温和で少し照れやかな性格ですが、目利きとしての仕事には厳しく、探究心と好奇心が旺盛。

そんな船えもんのお仕事は、船橋の「ええもん」を探し出し、産品ブランド品をPRすること。

今日も船橋の隠れた銘品、逸品に目を光らせています。

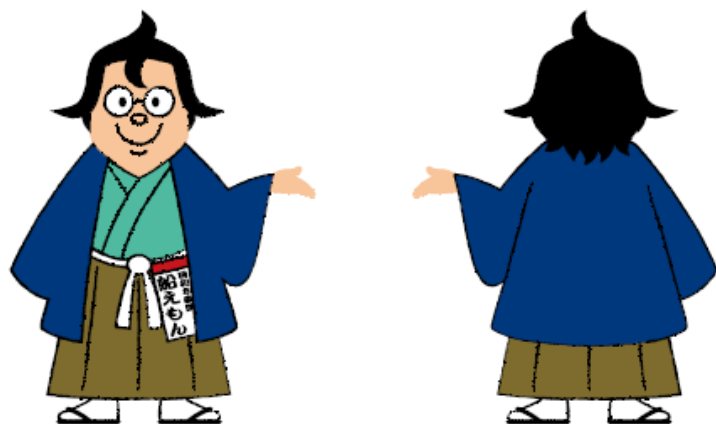
— . — . — . — . —

街道の宿場町として栄えた船橋のブランド性を江戸末期～明治の商家の番頭をモチーフにしたキャラクターを伴って紹介することで、歴史と風土の奥行きを与えます。また、シンプルでコミカルなキャラクター造形で幅広い年齢層にメッセージを発信します。

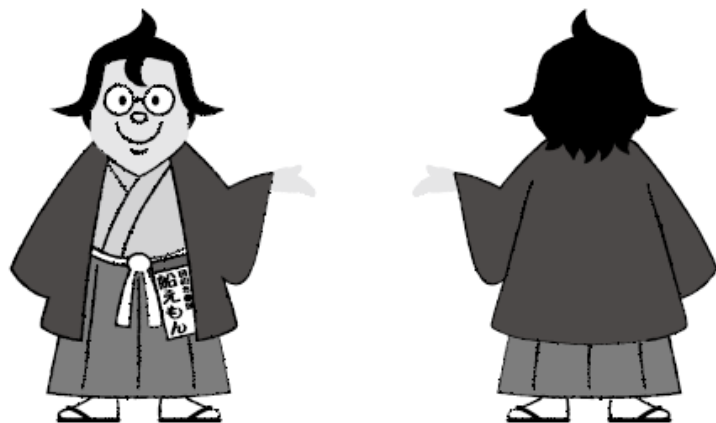


# キャラクター

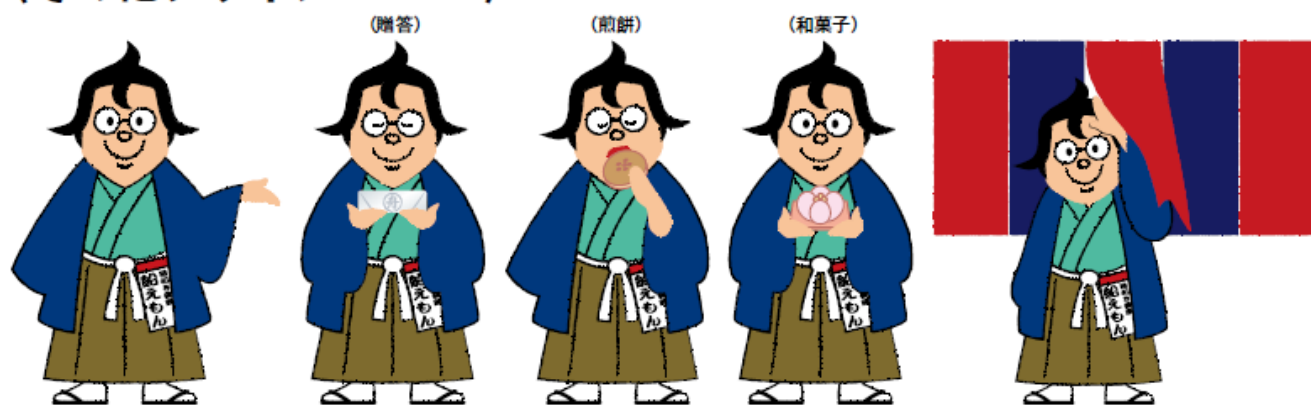
## 〈基本デザイン (カラー)〉



## 〈基本デザイン (モノクロ)〉



## 〈その他デザイン (カラー)〉

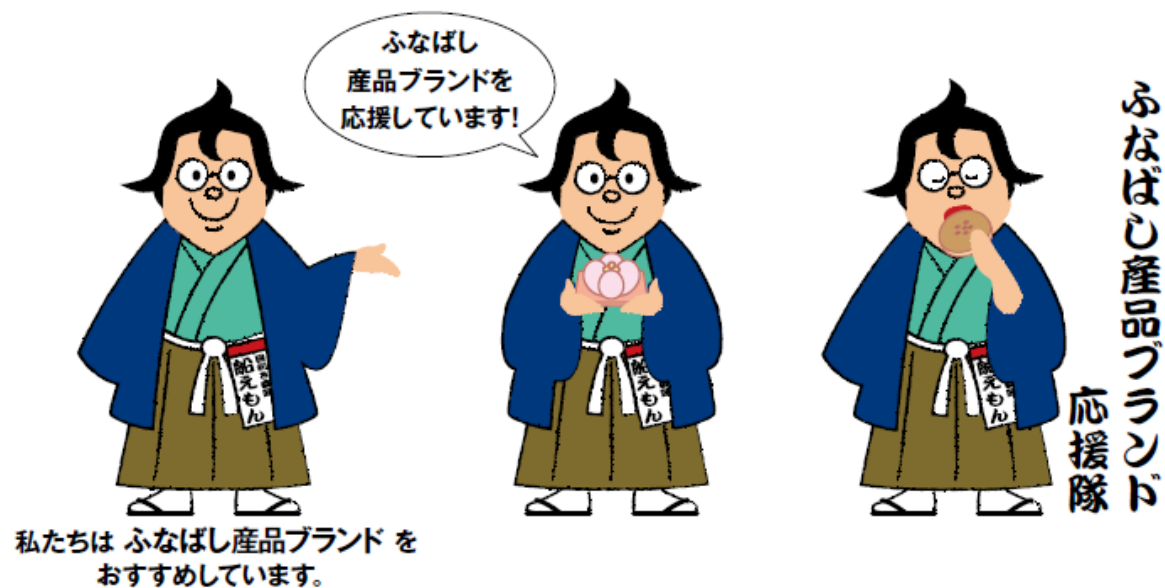


## 〈顔デザイン (カラー)〉





# キャラクターの使用例



## 〈併記する文字例〉

- ・推奨! ふなばし産品ブランド
- ・WE♥ふなばし産品ブランド
- ・ふなばし産品ブランド おすすめです!

# デザインのルール

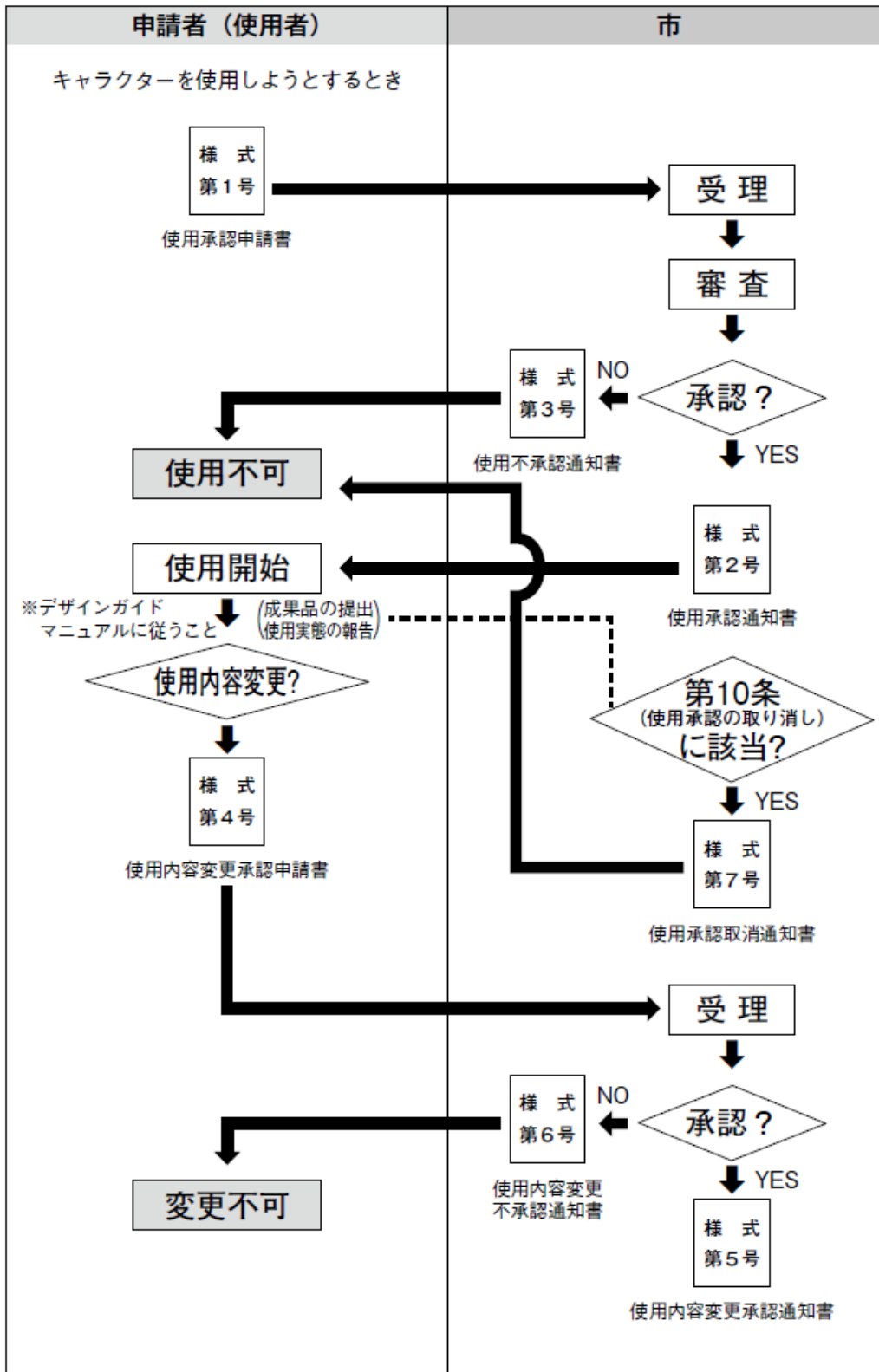
キャラクターのデザインを使用するに当たっては、以下の事項を遵守してください。

- 縦横の比率を変えないこと。
- デザインの変形・反転、省略・加筆等の改変を行わないこと。
- デザインの上に他の要素（文字・図形等）を重ねないこと。
- その他、キャラクターの視認性を損なわないよう留意すること。

なお、デザインの一部または全部を著作権法の定める範囲を超え、無断で複写・転載・再配布することを禁じます。

また、使用者による一切の商標登録または意匠登録その他の登録を禁じます。

# キャラクター使用手続きの流れ (要綱の概要)





# ふなばし産品ブランド PRキャラクターデザインガイドマニュアル

平成25年6月〈第1版〉

編集・発行 船橋市

〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25

☎047 (436) 2472

<http://city.funabashi.chiba.jp/>

本書の一部または全部を著作権法の定める範囲を超え、  
無断で複写・転載・再配布することを禁じます。

© FUNABASHI CITY

ふなばし  
産品ブランド

